

Title	オリエンタル銀行設立の一齣
Sub Title	
Author	鈴木, 俊夫(Suzuki, Toshio)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2005
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.48, No.5 (2005. 12) ,p.41- 61
JaLC DOI	
Abstract	オリエンタル銀行Oriental Bank Corporationは，19世紀中葉から破綻を遂げる1884年までの四半世紀という短期間ではあったが，アジアにおける貿易金融や資本取引に従事した最大手の英系国際銀行＝東洋為替銀行Eastern Exchange Bank として知られる。だが不幸にして1884年に経営破綻に陥ったため経営文書が破棄・散逸され，その重要性に比して研究が著しく立ち遅れた国際銀行の一つとなっている。東インド会社の監督下に営業していたインドの管区銀行Presidency Banksの営業範囲は東インド会社の管轄地内に限られ，外国為替の取引が禁止されていた。そのため為替取引と貿易金融を専門に行う国際銀行の設立が必要とされた。このような目的から1842年に西インド銀行Bank of Western Indiaがボンベイに創設された。同行は，1845年に新規の設立証書にもとづきオリエンタル銀行Oriental Bank へと行名を変更し，ロンドンに取締役会を設置した。オリエンタル銀行は，数次にわたり枢密院やインド政庁に対して銀行業の特許状を請願したが失敗に終わった。このため同行は，既に「特許銀行」として営業していたセイロン銀行Bank of Ceylonの特許状を継承して，自らの銀行営業に役立てようと考え，セイロン銀行を買収した。こうして，1851年に特許状が授与され，オリエンタル銀行Oriental Bank Corporationとして新たに設立をみた。本稿では，英国国立文書館National Archives所蔵の大蔵省文書や『タイムスThe Times』紙，『銀行家雑誌Bankers' Magazine』，『エコノミスト誌The Economist』などの定期刊行物を利用することにより，オリエンタル銀行の創設過程を明らかにする。
Notes	故玉置紀夫教授追悼号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20051200-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オリエンタル銀行設立の一齣

鈴木俊夫

<要 約>

オリエンタル銀行 Oriental Bank Corporation は、19世紀中葉から破綻を遂げる1884年までの四半世紀という短期間ではあったが、アジアにおける貿易金融や資本取引に従事した最大手の英系国際銀行＝東洋為替銀行 Eastern Exchange Bank として知られる。だが不幸にして1884年に経営破綻に陥ったため経営文書が破棄・散逸され、その重要性に比して研究が著しく立ち遅れた国際銀行の一つとなっている。

東インド会社の監督下に営業していたインドの管区銀行 Presidency Banks の営業範囲は東インド会社の管轄地内に限られ、外国為替の取引が禁止されていた。そのため為替取引と貿易金融を専門に行う国際銀行の設立が必要とされた。このような目的から1842年に西インド銀行 Bank of Western India がボンベイに創設された。同行は、1845年に新規の設立証書にもとづきオリエンタル銀行 Oriental Bank へと行名を変更し、ロンドンに取締役会を設置した。オリエンタル銀行は、数次にわたり枢密院やインド政庁に対して銀行業の特許状を請願したが失敗に終わった。このため同行は、既に「特許銀行」として営業していたセイロン銀行 Bank of Ceylon の特許状を継承して、自らの銀行営業に役立てようと考え、セイロン銀行を買収した。こうして、1851年に特許状が授与され、オリエンタル銀行 Oriental Bank Corporation として新たに設立をみた。本稿では、英国国立文書館 National Archives 所蔵の大蔵省文書や『タイムス *The Times*』紙、『銀行家雑誌 *Bankers' Magazine*』、『エコノミスト誌 *The Economist*』などの定期刊行物を利用することにより、オリエンタル銀行の創設過程を明らかにする。

<キーワード>

国際銀行、東洋為替銀行、外国為替、東インド会社、管区銀行、特許銀行制度、荷為替、アジア銀行 Bank of Asia、オリエンタル銀行（英国東洋銀行）Oriental Bank Corporation、カーギル William Walter Cargill

はじめに

オリエンタル銀行は19世紀中葉から破綻を遂げる1884年までの時期、四半世紀という短期間では

あったが、アジアにおける貿易金融や資本取引に覇を唱えた英系国際銀行であった。だが不幸にして経営破綻に陥ったため、経営文書が破棄され保存されることがなかった。このため、その存在の重要性に比して研究が著しく立ち遅れた国際銀行の一つとなっている。オリエンタル銀行の通史を扱った研究としては、わが国では高村象平¹⁾、石井寛治²⁾、立脇和夫³⁾の著作が代表的である。英国においては、創設から1862年までの時期を扱ったクック C. Northcote Cooke の著書⁴⁾があげられる程度である。本稿では、英国国立文書館 National Archives 所蔵の大蔵省文書や『タイムス *The Times*』紙⁵⁾、『銀行家雑誌 *Bankers' Magazine*』、『エコノミスト *The Economist*』誌などの定期刊行物を利用することにより、オリエンタル銀行設立の一齣を明らかにする。

1. アジア向け外国為替銀行設立前史——1830年代の国際銀行の特許状申請

英国による海外投資の一環として、本国と植民地（自治領を含む）間の貿易金融や植民地における金融活動に特化した銀行の設立熱が、1830年代以降ロンドンで本格化した。すでに1822年には、カナダで営業するモンリオール銀行 Bank of Montreal（資本金25万ポンド）⁶⁾やケベック銀行 Quebec Bank（資本金7万5,000ポンド）⁷⁾の設立に対して特許状が授与されて、これにもとづき銀行が営業されていた⁸⁾。1830年代の嚆矢となったのが、1833年のオーストラレイシア銀行 Bank of Australasia の特許状申請であった⁹⁾。同行は1835年に設立されたが、首尾よく同年に特許状を授与されオーストラリア向けの銀行が開業した。1836年6月9日付けの『タイムス』紙は、特許状にも

1) 高村象平「英国東洋銀行略史」、『歴史と生活』1-1, 1929年, 179-199頁。

2) 石井寛治「幕末維新期の外国銀行」、『近代日本金融史序説』（東京大学出版会, 1999年）, 第1章 15-123頁（とくに31-43頁）。

3) 立脇和夫『明治政府と英国東洋銀行（オリエンタル・バンク）』（中公新書1089, 1992年）。同書はオリエンタル銀行と明治政府の取引関係を主に記述したものであるが、第8章では同行の小史を取り上げている。

4) C. Northcote Cooke, *The Rise, Progress, and Present Condition of Banking in India* (Calcutta: P. M. Cranenburgh, 1863), pp.141-51 は、1842年の創設から1861年までのオリエンタル銀行 (Oriental Bank と Oriental Bank Corporation —— この違いについては後述する) の歴史を記述している。クックはベンガル銀行の副総務部長や収入役を歴任した。同書の紹介記事が *Bankers' Magazine*, 1863, pp.756-760 に掲載されているが、クックの著書はオリエンタル銀行の通史を取り扱った唯一の英語文献となっている。

5) 本稿で用いた『タイムス』紙は、トムソン・ゲール社の The Times Digital Archives 1785-1885 版である。

6) 同行は1817年に開業するが、紆余曲折を経て1821年に設立の法案が州議会を通過して、1822年5月に特許状が授与された (Merrill Denison, *Canada's First Bank: A History of the Bank of Montreal*, vol.i (Toronto & Montreal: McClelland and Stewart 1966), pp.136-9)。

7) 1836年に同行の特許状の任期を定めた更新問題が論じられているので、すでに特許状が授与されていたことが判明する (*The Times*, 9 February 1836)。

8) A. S. J. Baster, *The Imperial Banks* (London: P. S. King & Son, 1929, reprinted in 1977), p.9。

9) Baster, *op. cit.*, p.3。

とづき同行の営業が開始され、信用状や30日サイトの手形 (bills at 30 days' sight) を発行する送金業務に従事したことを報じている。¹⁰⁾ 1836年には、ジャマイカを中心とする西インド諸島を営業地とする銀行であるコロニアル Colonial Bank に、特許状が授与された。¹¹⁾ 同行はシティの西インド貿易商を中心に設立された。主要な事業対象となったのは、植民地貿易にともなう手形を介した送金業務であった。¹²⁾ コロニアル銀行は5月15日に現地ジャマイカでの営業を開始し、順調に銀行業を展開した。¹³⁾

地中海銀行 Bank of Mediterranean の場合は、1836年4月2日に枢密院通商委員会 Committee of Privy Council for Trade 宛に同行の発起人から特許状の請願が提出された。これによれば、ロンドンに所在する取締役会が経営する形で、ジブラルタル、マルタ島、イオニアン諸国の英国人居住地向けに発券や預金の業務を行う支店銀行制度にもとづく株式銀行（資本金20万ポンド）の設立が申請されたが、¹⁴⁾ 同行は特許状を取得できなかった模様である。¹⁵⁾ 1840年5月22日付けの『タイムス』紙上に、資本金25万ポンドでセイロン銀行 Bank of Ceylon が設立された旨の広告が総務部長 トムソン William Thompson 名で掲載された。¹⁶⁾ その後1840年6月4日に同行から特許状申請の打診が枢密院になされ、¹⁷⁾ 同年内にセイロン銀行に対して特許状が授与された。¹⁸⁾ 同行は信用状や60日サイトのコロポ払いの手形を発行して業務を順調に発展させ、¹⁹⁾ 1842年から43年には6%、翌年には7%の年間配当を支払い、²⁰⁾ 営業に損失を発生させることはなかったと伝えられている。

2. インド銀行 Bank of India の特許状申請問題

(1) 特許状の申請

インドへの大銀行の設立を鼓舞する銀行目論見書 Prospectus of a Bank for India がシティに現れたのは、1836年5月中旬であった。同書は英国内への投資による資本蓄積に加えて、「英領インドには英国資本を散布させるのに十分な領域が存在する」と述べ、英国から資本をインドに輸出することで、東インド会社 East India Company や英国政府の協力のもとに新銀行を設立することを

10) *The Times*, 9 June 1836.

11) *The Times*, 26 April 1836.

12) *The Times*, 9 April 1836.

13) *The Times*, 15 July 1837.

14) National Archives, T1/3472, An Application from the Directors of the Mediterranean Bank for Royal Charter, 2 April 1836.

15) Baster, *op. cit.*, p.120 (note2).

16) *The Times*, 22 May 1840.

17) National Archives, T1/3478, W. L. Barthurst to Council Office, 4 June 1840.

18) *The Times*, 8 October 1840.

19) *The Times*, 30 December 1842.

20) *The Times*, 30 December 1842, 23 November 1843, 24 October 1845 & 29 October 1845.

構想していた。当時のインドでは、カルカッタ・ユニオン銀行 Union Bank at Calcutta が唯一の民間銀行であったが、同行は特許状を保有しないばかりか、発行する銀行券も州政府の徴税吏の受け取る場所とならず、その流通範囲もカルカッタ周辺に限られていた。このため、同行の営業範囲は極めて限定されたものであった。管区銀行 Presidency Bank であるベンガル銀行 Bank of Bengal の場合には、東インド会社やベンガル州政府との結びつきが深く、同行の行う手形割引や発券という営業活動には政府の規制がともなっていた。新銀行設立の主旨は、「インドにおいて真に有益な銀行とは、〔政府ではなく〕銀行自らの資産にもとづくものでなければならない」と、民間による大銀行設立の必要性を訴えた。計画されている銀行は、一般的な銀行業に加えて公債の利払いや徴税を取り扱うにとどまらず、東インド会社の英国への本国費の送金も引き受けるものであった。すでに1833年に東インド会社の貿易活動は停止されていたが、この新銀行の設立は東インド会社のインド統治を送金という通商取引からも撤退させるという英国議会の意向に沿うものでもあった。新銀行が、東インド会社が独占的に掌握していた英国宛の送金業務を代替する提案を行っていることが、注意されねばならない。この目論見書に署名したのは、シティ最古参のマーチャント・バンクとして知られるベアリング商会 Baring Brothers & Co. を筆頭に、グラスゴウのフィンレイ商会 James Finlay & Co., リヴァプールのラスボウン商会 Rathbone Brothers & Co. などの²¹⁾ロンドン、リヴァプール、マンチェスター、グラスゴウの有力商人を中心とした95名であった。

目論見書に添えられた企画書 Head of the Proposed Plan of the Bank of India から、企画されていたインド銀行 Bank of India のビジネスの概要が判明する。全体が73ヶ条からなるが、71条に次のような銀行業務があげられている。「預金の受入、貴金属貨幣と為替手形の取引、預金にもとづく貸付、その他銀行家の間で通常行われる合法的な業務」が、その内容であった。営業地は、東インド会社の管轄地内に限定されていた。また資本金は350万ポンドで、ロンドンとインド（カルカッタ）に取締役会が設置される手筈であったが、前者が後者を任命することから明らかなように、²²⁾ロONDONを本店とする銀行経営が考えられていた。これに対して、東インド会社理事会 Court of Directors はベンガル銀行などの利害を考慮して、インドへの英国資本の導入や「健全原理にもとづく（upon sound principle）銀行制度の拡大」には慎重な態度をみせている。²³⁾インド銀行の発起人達は、当然にも特許状の授与を枢密院 Privy Council および大蔵省 Treasury に²⁴⁾請願した。これに対して、東インド貿易の商人の業界団体であるグラスゴウ東インド協会 East India Association は、設立企画中のインド銀行に対する英国政府の見解を求め、関係する商業界に見解表明の機会が与え

21) National Archives, T1/3471, Prospectus of a Bank for India, 12 May 1836.

22) National Archives, T1/3471, Head of the Proposed Plan of the Bank of India. この内容にもとづき、1837年4月に枢密院に提出された Gore Ouseley と William Jardine を代表者とする Draft Charter of Incorporation of the Bank of Asia (no date) の起草が行われたと推測される。

23) National Archives, T1/3471, East India House (James Melvill), 16 June 1836.

24) Ibid., Council Office, 29 September 1836.

られるまで、排他的な特権をインド銀行に授与することに反対している。²⁵⁾ こうして1837年に入ると、『タイムス』紙も既存のベンガル銀行との競争関係という観点から、インド銀行の企画に言及するに至っている。²⁶⁾

銀行業の破綻が少ないことからスコットランドにみられた株式銀行制度の優位性を主張した著名なトマス・ジョブリン Thomas Joplin²⁷⁾ は、国際銀行に関しても見解を表明している。1840年に特許状を授与される英領北アメリカ銀行 Bank of British North America (彼は British North American Bank と表記している) について、英国と北アメリカ植民地間の為替取引が同行の重要な事業であり、それはロンドン払いの手形の売買 (buying and selling bills upon London) からなると指摘する。さらに、植民地においては商人が銀行として為替取引に従事することが多いとも述べている。ジョブリンは、信用や資本が恐慌などの打撃に十分耐えられるほどに十分な、「大規模な株式銀行に限って為替の業務が営業を認められねばならない」という見解を発表した。かかる観点から、訴訟能力を付与する議会制定法を英領北アメリカ銀行が希求した際に、英国政府が示した消極的な対応を批判した。²⁸⁾ このような銀行設立の胎動を概観すれば、インド植民地に為替取引に従事する株式銀行を設立する特許状請願の試みが正当とみなせることは、明白であろう。

1838年の『タイムス』紙の「金融市場とシティ情報」欄は、インドと英国間の交易を振興させる狙いからアジア銀行 Bank of Asia の設立企画が進行中であることを報じた。²⁹⁾ 先のインド銀行の企画は、アジア銀行という銀行名称で新発起人の下で創設が試みられるようになったのであったが、2年後の1840年春を迎えるとアジア銀行の企画は一気に進展をみた。『タイムス』紙は、以前にインド銀行の設立企画が断念された理由が設立される銀行の収益性にあったのではなく、請願した広範で独占的な特権の付与に対してインドの現地当局者が難点を認めたからであると経緯を報じている。実際、ベンガル銀行はカルカッタにおける銀行事業が同行のみで十分であり、現地の事情に通じないロンドンの取締役会によるインドにおける銀行経営は好ましいものではないと批判した。³⁰⁾

枢密院通商委員会の手を通じて、ウーズリィ Gore Ouseley、ジャーディン William Jardine、ニューマーチ William Newmarch 以下、総勢21名からなるアジア銀行の特許状の請願がなされたのは、1840年4月3日のことであった。³¹⁾ 商務省長官ラブーシャ Henry Labouchere 宛に提出された

25) Ibid., East India Association (Glasgow) to Lord Commissioners of H. M. Treasury, 25 November 1836.

26) *The Times*, 14 February 1837.

27) T. Joplin, *An Essay on the General Principles and Present Practice of Banking in England and Scotland* (London: Baldwin, Cradock, & Joy, 1827), pp.5-6.

28) T. Joplin, *Articles on Banking and Currency* (London: Ridgway and Sons, 1938), pp.95-96.

29) *The Times*, 5 October 1838.

30) *The Times*, 24 March 1840.

31) To The Queen's Most Excellent Majesty in Council, British Parliamentary Papers, 1843, xxxv, pp.1-2. バウチによると、この原本は National Archives, T1/4845 とのことであるが (A. K. Bagchi, *The Evolution of the State Bank of India: The Roots, 1806-1876 [Part I]* [Bombay: Oxford

請願書からアジア銀行の設立目的が具体的に明らかになる。³²⁾同行は、①植民地と英国本国との関係を強化することを設立の基本目的とし、②資本金200万ポンドで設立され、開業までに資本金の3／4の額が公募され、1／4の額が払い込まれるものとされた。これらの条件は、先に言及した西インド諸島向けの銀行業として特許状が授与されたコロニアル銀行の設立条件に倣うものであった。③アジア銀行の業務は、発券、預金、地金や貨幣そして為替手形の取引、商業手形あるいは公債に対する貸付、その他銀行として合法的な業務、とされた。④同行が特許状の授与に求めたものは、訴訟能力をもつ銀行の法人格と出資金を限度とする株主の有限責任であった。ロンドンの取締役会がアジア銀行の経営全般を掌握するが、アグラを含むインドの管区、中国、コロombo、シンガポールに現地取締役会が設置される計画であった。³³⁾こうして、4月7日の『タイムス』紙上に、事務弁護士名でアジア銀行が現在、特許状を請願中である旨が広告された。³⁴⁾このような動きに対して、同行の競争相手となるグラスゴウ東インド協会は、アジア銀行の設立企画が1836年のインド銀行設立企画の「再来にすぎず」、英国の銀行業で禁止されている株主有限責任制、さらにはインドの余剰を送金する手段となる有価証券 (note) の発行権限を求めるものであると批判した。³⁵⁾また4月30日に至り、東インド会社理事会もアジア銀行の設立企画に対して次のような反対論を展開した。第一に、東インドの銀行業が「健全性の原則 sound principle」にもとづいて、特許状のような特権なしで経営されねばならないとして、株式会社形態による銀行の訴訟能力の授与には賛意を示す一方で、一覽払いの銀行券を発行するのであれば株主有限責任の授与には反対した。さらに、インド政庁 Indian Government がカルカッタ・ユニオン銀行やアグラ銀行 Bank of Agra 発行の銀行券を受け取らないのであるから、アジア銀行発行の銀行券も当然流通において然るべき制約を受けるべきであると主張した。後論との関係で最も重大な論点となったのが、以下述べるインドと英国間の送金業務をアジア銀行に認めるか否かという問題であった。東インド会社は、これまで独占してきたインドと英国間の送金業務に新参のアジア銀行が競争相手として参入する事態を危惧した。かかる主張の論拠となったのは、管区銀行であるベンガル銀行やボンベイ銀行の特許状中にインドの領域を超えて手形等の証書 (instrument) により貨幣を支払うことを禁ずる条項が含まれていたことであった。これにもとづき東インド会社は、アジア銀行に対してのみインドと英国間の送金業務を認めることはできないと主張した。³⁶⁾

↘ University Press, 1987], p.490 [note 2]), 確認していない。本章では英国議会報告書に印刷・収録されたものを用いる。この問題については、もっぱらジェントルマン資本主義の観点から論じた川村朋貴「東インド会社とイースタンバンク—— Bank of Asia の設立計画とその失敗 (1840年—1842年)」(『西洋史学』CCVII 2002, 1-23 頁)がある。

32) Gore Ouseley and Twenty others to The Right Honourable Henry Labouchere (no date), B. P. P., 1843, xxxv, pp.2-3.

33) Copy of Minute by H. T. Prinsep, 7 April 1841, *ibid.*, p.30.

34) *The Times*, 7 April 1840.

35) National Archives, T1/3471, East India Association to Treasury, 20 March 1840.

36) James C. Melvill to W. Clay, B. P. P., 1843, xxxv, pp.15-17.

6月15日に至ると、インドにおける銀行設立の監督権をもつインド監督庁 Indian Board³⁷⁾が、アジア銀行の設立企画に対して次のような見解を表明した。①200万ポンドの資本金のうち半額が開業時までに払い込まれ、残りの半額も12ヶ月以内に払い込まれること。②インドの通貨事情から、設立が企画されている銀行は発券を行わないこと。③さらにインドと英国間に振り出される為替手形の取引を行わないこと。この理由は、送金業務に付随するリスクとベンガル銀行やボンベイ銀行が為替手形の取引を禁止されていたことにあった。④銀行の会計勘定が公表されること。⑤株主はその地位を離れてからも12ヶ月間はアジア銀行への出資額に対して責任をもつこと、以上であった。³⁸⁾第3番目の外国為替手形の取引を禁止する主張が、論議を呼んだ。なぜならば、アジア銀行設立の最大の狙いは、東インド会社が独占していたインドと英国間の送金業務に参入するところにあったからである。上記のインド監督庁の勧告にそって、東インド会社理事会はアジア銀行に特許状を授与する条件を次のように定めた。①公表資本金の半額100万ポンドが開業時に、残りの半額が開業から12ヶ月以内に払い込まれること。②アジア銀行の事業は、預金、手形割引、そして発券をのぞく銀行業務一般に限定されること。③アジア銀行の取引は東インド会社が特許状で認められている範囲内にある地域に限られ、同行は英国と植民地間の為替手形の取引には従事できない、というのがその骨子であった。³⁹⁾

東インド会社を中心とする勢力の反発に直面して、アジア銀行は発券業務を断念するとともに、資本金を100万ポンドに減額した。さらに、株主の有限責任を払込額の2倍とした。だが同行は、外国為替業務を取り上げることに関しては、譲歩することがなかった。すなわち、「一国から他国へ資金を送金すること、蓄積された財産を安全に預かること、産業の助力を得て未利用の富を有効に利用すること、資金を正則的な銀行取引に健全かつ慎重に充用すること」は、「公共的な要望」⁴⁰⁾のもとづくものであるとして、アジア銀行はその設立の意義を強調した。⁴¹⁾実際、9月22日に東インド会社理事会宛に提出された同行の書簡からは、この点がいっそう明瞭に看取できる。これによればアジア銀行は、インドを以外の植民地で営業する銀行に授与される特許状で認可されている、両替や送金と同様の特権となる発券業務の断念を了承する一方で、送金業務については、それが「無分別かつ不明な銀行業」に導くものではないと反論して、アジア銀行に業務として認められるべきであると強く主張した。ここで述べる送金業務とは、特許状で定められた東インド会社の管轄地(インド)と英国間の地金、⁴¹⁾鑄貨あるいは譲渡可能な手形の移転を意味した。このようにアジア銀行は、あくまで東インド会社の理事会が同行の送金業務を認可することを要望した。アジア銀行が送金業務に乗り出すことに東インド会社が反対した理由は、既に言及した如く同社が独占していた

37) 47 George III. c.68, s.viii.

38) William Clay to De. Le Marchant, 15 June 1840, B. P. P., 1843, xxxv, pp.2-3.

39) James C. Melvill to R. M. Martin, 16 September 1840, *ibid.*, pp.6-7.

40) R. M. Martin to James C. Melvill, 14 July 1840, *ibid.*, p.19.

41) R. M. Martin to James C. Melvill, 22 September 1840, *ibid.*, pp.20-21.

インドと英国間の送金業務の権益に抵触するからであった。このことを考慮してアジア銀行の側は、同行が構想しているインドと英国間の送金業務とは、東インド会社が掌中に取めている「輸出商品の担保貸し (hypothecate goods)」あるいは「船荷証券を担保とする前払い (advancing money on the security of bills of lading)⁴²⁾」を対象としない旨を述べている。

後年の「1847年恐慌」時において、東インド会社のインドからの送金業務に結びついた「輸出商品の担保貸し」による手形買い取り行為が「過大取引 (overtrading)」の原因になっていると、世の指弾を浴びることになるが、この時点ではインドと英国間の送金業務の独占を意図し、外国為替取引や送金を主要な業務として設立されるアジア銀行を警戒して、東インド会社は、かかる業務の危険性をしきりに喧伝した。東インド会社理事会は発券を行う「特許銀行」の数を増すことや、インド国外で支払われる為替手形の取引をアジア銀行に認めることに極力反対した。東インド会社側に立って論陣を張ったのは、インド評議会 Council of India の構成委員であるプリンセプ Henry Thoby Prinsep⁴³⁾であった。為替取引が銀行にとって格好の業務分野であるという意見に対して、「鑄貨ないし地金の輸送により損害を蒙ることなく支払地で払えるときに、銀行は手形を振り出すべきである」と反駁する。また為替手形は銀行券のように商人の間を転々と流通するものであるから、「過剰発行」に対する防護が必要であるとも述べる。プリンセプには、送金業務自身が投機を惹起しがちなところがあるため銀行が従事するのにふさわしい業務分野ではなく、それは純粹に商業的な性格のものであるという認識があった。彼は、短期貸付の繰り返し、手形割引、銀行券の発行、預金のような業務に従事する銀行が、長期の期日を要し変動幅も大きく市況の回復もままならない外国為替業務に関わるべきでないと主張した。かくして、「もしアジア銀行が為替取引という特別の目的をもって企画されているのであれば、発券銀行に適用される信用や責任の程度と同様の制限に服することを前提にして、……同行の外国為替業務の自由な営業を認めるべきである」とした。⁴⁴⁾このような経緯から1840年11月に入ると、アジア銀行の側も、請願中の特許状に発券およびインドと英国間の為替手形の取引を含めることを断念したのであった。⁴⁵⁾

その後アジア銀行設立の胎動は鳴りを潜めたが、1850年代初頭に入るとアジア向け為替銀行の設立ブームが再燃し、アジア銀行は1852年11月25日にアジア特許銀行 Chartered Bank of Asia としてセイロン、香港、モーリシャス島およびその他の支店、営業所における発券と預金業務を中心とする銀行設立の特許状を枢密院通商植民委員会に請願した。⁴⁶⁾これに対して1854年に至るも、特許状は容易に授与されず⁴⁷⁾、翌年にはマーカンタイル銀行 Mercantile Bank of London, India & China

42) R. M. Martin to James C. Melvill, 28 September 1840, *ibid.*, p.20.

43) *Dictionary of National Biography* [Prinsep, Henry Thorby].

44) Copy of Minute by H. T. Prinsep, Esq. Dated 7 April 1841, B. P. P., 1843, xxxv, pp.30-37.

45) W. Jardine to James C. Melvill, 17 November 1840, *ibid.*, pp.22-23.

46) *The Times*, 29 & 30 November 1852.

47) *The Times*, 22 July 1854.

との合併が模索されるという事態に陥ったのであった。⁴⁸⁾

(2) 東インド会社の送金制度

管区銀行はインド国外への送金業務を禁止されており、送金業務の分野は東インド会社の独占するところとなっていた。同社は本国費や株主配当の支払いなどの目的で、現地インドで得た収益の一部を毎年英国本国に送金する必要がある⁴⁹⁾。1848年に庶民院に設置された「商業恐慌に関する秘密調査委員会」において審問を受けた東インド会社の総務部長代理 Deputy-secretary であるデッキンソン J. D. Dickinson の言によれば、その送金額は1842～43年には330万ポンド程度で、1847～48年では370万ポンドに達していたとのことであったから、同社は毎年300万から400万ポンドの金額をインドから英国に定期的に送金することが必要であった。送金のためには地金を現送するのが最も手取り早かったが、これは両替手数料の面で不利であった⁵⁰⁾。

東インド会社は、既に1840年代に為替を用いたインドと英国間の双方向の送金方法を確立していた。グラスゴウのインド貿易商ペイトン William Patrick Paton は、これを次のように説明する。「東インド会社の送金方法は、インドの管区 [ボンベイ、ベンガル、マドラス] 払いの手形をロンドンで売却すると同時に、英国で支払われる手形をインドで買い入れるものであった。インドで東インド会社が買い入れる手形は、手形を利用して英国の〔輸入〕商社向けに船積みされた輸出品を担保とするものであった。輸出品は東インド会社がインドで買い取る手形の支払いの担保物として同社に抵当に取られたのであった⁵²⁾」。前者のインド管区払いの [送金] 手形 (draft) はロンドンにおいてポンドで売却され、インドの管区においてルピーで支払われるため、ロンドンの東インド会社は、このポンド代金を手に入れることになる。また後者の、インドにおいて東インド会社が船積みされた輸出品を担保としてルピーで代金を前払いする (証人は「前払いする [advance]」という用語を用いている) 輸出手形は、ロンドンに回送されて割引市場で売却されたり、一定のユーザンス⁵⁴⁾

48) *The Times*, 2 July 1855.

49) 1835年の2,154,941ポンドに達する本国送金額の内訳については、K. N. Chaudhuri (ed.), *The Economic Development of India under the East India Company 1814-58* (Cambridge: At the University Press, 1971), p.282 に記載されている。

50) Second Report from the Secret Committee on Commercial Distress; with the Minutes of Evidence, B. P. P., 1847-48, viii-part i, QQ. 7878-79 (John Docwra Dickinson).

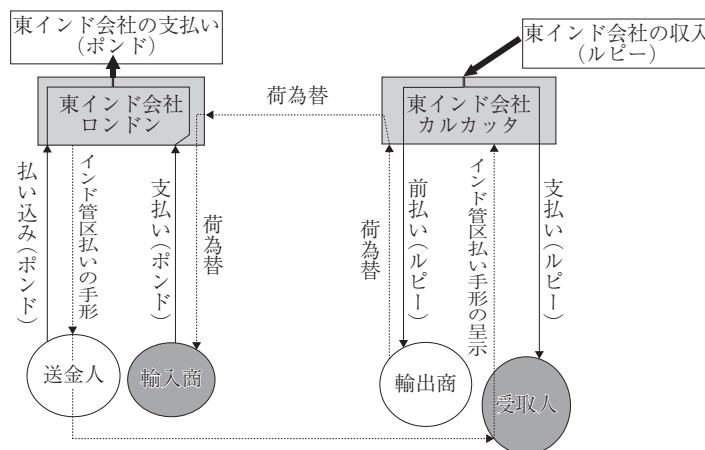
51) First Report from the Secret Committee on Commercial Distress; with the Minutes of Evidence, B. P. P., 1847-48, viii-part i, Q. 697 (Charles Turner).

52) Second Report from the Secret Committee on Commercial Distress; with the Minutes of Evidence, Q. 7670 (William Patrick Paton).

53) Ibid., Q.7682.

54) Ibid. 「東インド会社は、[インドで買い取った] 手形を一気にロンドン [割引] 市場に放出することなく、これまでは毎月少額ずつ手形を市場に売却してきた」(Q.7749)；「英国に到着した手形は、バンク・レートで割引かれて支払われる」(Q.7792)。ジャーディン William Jardine は、1832年にマンチェスターの取引先に、「わが社により振り出され、裏書きされた数多くの手形が、毎年英国の貨幣市場を流通していることに、あなたはたぶん気がつくでしょう」と伝えている *Jardine, Matheson* 〃

第1図 東インド会社の送金業務



経過後に英国の輸入業者により代金がポンドで支払われるため、東インド会社のロンドン本社はインドから英国への必要な送金額をポンドの形態で英国において入手することになる。この方式は、船荷証券 bill of lading を添付させて、英国の荷受人宛に振り出された輸出手形を東インド会社が買い取る取引を意味しているのであろう（第1図参照）。実際1848年刊行の『銀行家雑誌』は、この形式の手形を「荷為替（“document bills”）」と呼称している。⁵⁵⁾『タイムス』紙が荷為替（“document bills”）という用語を記事中で最初に用いるのも1847年1月25日のことであるから、調査委員会が開かれた1848年の時点では荷為替という業界用語は未だ十全には定着していなかったのであろう。また「前払いする（advance）」という用語が頻繁に使用されたのは、当時、米、砂糖、インディゴなどの植民地輸出品を担保にして長期の手形ユーザンスを利用した投機的な取引が盛行した事実とも関係していると思われる。⁵⁶⁾

、& Co.: an Historical Sketch [Hong Kong: Jardine, Matheson & Co., no date], p.24)。

55) 東インド会社が為替を利用して、1834年から1847年までインド（含む中国）から英国へ送金した金額は、Second Report from the Secret Committee on Commercial Distress; with the Minutes of Evidence, Q.7958 の後に記載されている。

56) *The Bankers' Magazine*, 1848, p.154. なお、カルカタの生糸輸出商を例に取った取引のわかりやすい説明が、*Bankers' Magazine*, 1847, pp.71-72 に記載されている。William Waterston, *A Cyclopaedia of Commerce, Mercantile Law, Finance Commercial Geography and Navigation* (London: Henry G. Bohn, 1844) には、“document bills” の項目がない。OED は、“document-bill” の初出例として1858年の *Simmonds Dictionary* をあげる。

57) *The Times*, 25 January 1847, “Indo and China”. なお、『タイムス』紙が “documentary bills” という用語を最初に用いるのは、2 July 1859, “China—Hongkong May 21” の記事である。

58) 東インド会社が船荷の輸出品を担保に取り輸出手形に大規模に貸し出したことに対してペイトンは、「東インド会社は民間の商人が行っているようには行動していない。民間の商人は輸出手形の振出人の事業状態や支払い能力に注意を払うものであるが、東インド会社は担保とする商品に対して〔注意を払う〕のみである」と述べている (Second Report from the Secret Committee on Commercial Distress; with the Minutes of Evidence, Q.7789)。

証人のペイトンは、東インド会社による輸出品を担保に取る手形の買い取りが同社の商業取引を禁じた1833年の法律の精神に反し、⁵⁹⁾ 商業行為に該当すると考えていた。⁶⁰⁾ 彼は東インド会社が手形の買い取りを行わないのであれば、「インドと英国間の貿易は自然の経路を通じて行われることになり、⁶¹⁾ 商人は利益の見通しを考えて思慮深く輸出品に対する貸付を行うであろう」、「民間の商人が提供しないような便益を東インド会社が与えると考えてはならない。民間の商人が政府と同様に経済的に取引を行えることは周知の事実であると自分は考えている」と主張した。⁶²⁾ だが残念なことに、スプナー委員 Richard Spooner による、民間の銀行であるインド西部銀行 Western Bank of India (正しくは西インド銀行 Bank of Western India であろう——後述するようにオリエンタル銀行の前身) が東インド会社と同様の方式で、インドにおいて輸出品を担保とした貸付(手形の買い取り)を行っているという指摘に対して、ペイトンはその事実を知らないと述べ、⁶³⁾ インドで船荷に前払いする銀行は不必要であると証言するにとどまっている。以上の指摘から、民間の商人や銀行を利用することで、東インド会社が行っていたインドと英国間の送金業務を円滑に代替し得ることは明白であろう。この点にこそ、オリエンタル銀行のような東洋為替銀行 Eastern Exchange Banks が設立される基盤が存したのであった。

(3) 管区銀行と外国為替業務

アジア銀行やオリエンタル銀行のようなインド(植民地)と英国間の送金を主要な業務とする東洋為替銀行の設立企画が生じたのは、特許状にもとづき、管区総督 Governor と東インド会社理事会の監督下に、インドにおいて銀行業を営んでいた管区銀行(別称「特許銀行」[“Chartered Banks”])と呼ばれた1809年創設のベンガル銀行、1840年創設のボンベイ銀行、1843年創設のマドラス銀行が植民地銀行として設立されたため、⁶⁴⁾ その営業や業務の面に多くの制約があったからである。この管区銀行の営業範囲は東インド会社の管轄地内に限られ、主要な業務内容は発券、手形割引、貸付にあり、預金を受け取ることは希であったと言われている。また期間が3ヶ月を超える貸付は禁止されていた。⁶⁵⁾ さらに、外国為替の取引を行うことが禁止されていた。ベンガル銀行では、為替取引を認める条文を改正特許状に含めるべく検討が行われたが、1837年6月10日に開催された株主

59) 3 & 4 William IV, c. lxxxv, s.iv.

60) Second Report from the Secret Committee on Commercial Distress; with the Minutes of Evidence, Q.7701.

61) Ibid., Q.7773.

62) Ibid., Q.7774.

63) Ibid., Q.7777.

64) Bagchi, *op. cit.*, p.9.

65) *The Bankers' Magazine*, 1846-47, p.177; C. P. Symes Scutt, *The History of the Bank of Bengal* (Calcutta: A. J. Tobias at the Bank of Bengal Press, 1904), p.136. 同書巻末の Appendix A にベンガル銀行の1809年の特許状が転載されているが、同26条の規定である。

総会において、同行が取引する為替手形はインド国内の支払いに限ると決議された。これが具体化された1839年のベンガル銀行の特許状は、1840年のボンベイ銀行、1843年のマドラス銀行の特許状へと反映されたのであった。⁶⁶⁾

アジア銀行の特許請願問題に関連して、この点を東インド会社の総務部長 Secretary であるメルヴィル James C. Melvill は、「ベンガル銀行とボンベイ銀行の特許状には、インド以外の地域において、発券すること、紙幣、手形、支払い約束や支払い指図を含むその他の証券を流通させること、あるいは貨幣の支払いを保証すること、以上の取引を経営者に禁ずる条文が含まれていた」と述べている。⁶⁷⁾したがって、インド、中国、英国にまたがる国際的な送金や手形引受などの外国為替の取引は、管区銀行とは異なる「非特許銀行」となるカルカッタ・ユニオン銀行、オリエンタル銀行、アグラ・ユナイテッド・サーヴィス銀行 Agra & United Service Bank（後のアグラ・マスターマンズ銀行 Agra & Masterman's Bank）などの新興の株式銀行の手にゆだねられたのである。⁶⁸⁾

「特許銀行」となると株主の有限責任が認められるため、株主の募集ひいては事業展開の上で有利となる。このためインドと英国間の外国為替の取引業務の将来性に着目した無限責任制の株式銀行が、「特許銀行」として設立すべく特許状の請願を枢密院や大蔵省に行ったのは当然の行動であった。1840年の植民地株式銀行法 Regulations & Conditions for the Observance of which Provision should be made in Charter or Legislative Enactments relating to the Incorporation of Banking Companies in the Colonies の制定以前の時期に授与された特許状においては、銀行の債務に対する株主の責任は払い込んだ金額を超えない有限責任であった。例えば、1835年3月28日の日付のあるオーストラレイシア銀行の特許状には、明確に株主の責任が払込金を超えないことが明記されている。⁷⁰⁾ところが先の植民地株式銀行法は、第8条において、株主の銀行債務に対する責任が払込金の2倍（double liability principle）であることを明確に定めた。⁷¹⁾実際、後述するように1851年にセイロン銀行から取得されたオリエンタル銀行 Oriental Bank Corporation（OBCと表記する）⁷²⁾の特許状では、株主の責任が株主の払込金の2倍 to the extent of twice the amount of their

66) Baguchi, *op. cit.*, p.473. この根拠は Scutt の著書35頁である。ベンガル銀行がインド国外での為替手形や信用状の取引が認められるのは、1862年に改正された特許状からである（Scutt, *op. cit.*, p.63）。

67) J. C. Melvill to W. C. Clay, 30 April 1840 in B. P. P., 1843, xxxv, p.16.

68) *The Bankers' Magazine*, 1848, p.154.

69) Baster, *op. cit.*, p.21.

70) *Bank Charter*, vol.i (London: George E. Eyre & William Spottiswoode, no date), p.21 (Bank of Australasia Charter).

71) Robert Chalmer, *A History of Currency in the British Colonies* (Colchester: John Drury, first published in 1893, reprinted in 1972), p.430.

72) 名称を混同しがちであるため、1851年のセイロン銀行の特許状取得以前をオリエンタル銀行 (Oriental Bank) と、その後に「特許銀行」となったオリエンタル銀行 (Oriental Bank Corporation) を OBC と表記する。

subscribed shares に明確に規定されている。⁷³⁾ 1853年に授与されたチャータード銀行 Chartered Bank of India, Australia & China の特許状の場合にも、株主の責任額が払込金の2倍である旨が同様に定められている。⁷⁴⁾ 株主の責任額が払込額の2倍になったとはいえ、株主の無限責任制に比すれば、特許状を得て有限責任の「特許銀行」となることは、出資者を募るうえで著しく有利であった。

3. オリエンタル銀行 Oriental Bank の創業

(1) 西インド銀行 Bank of Western India の設立

ニュージーランドのオタゴ Otago 植民地の開拓者の息子であったウィリアム・ウォルター・カーギル William Walter Cargill ⁷⁵⁾ が、東インド会社の支配下にあった管区銀行の一行であるボンベイ銀行の総務部長 Secretary & Treasurer の職を辞するのは、1842年6月24日のことであった。『ボンベイ・ユナイテッド・サーヴィス *The Bombay United Service Gazette*』紙によれば、「当地において経験と才能を高く評価されていた」カーギルの辞職は、創設を予定されていた西インド銀行の取締役会の招聘に応じて、同行の総務部長への就任に応じるためのものであった。⁷⁶⁾ 1840年代には英国と同様にボンベイでも、一種の「株式会社の設立熱 a plethora of joint stock institutions」が経験され、株式銀行の設立ブームが醸成されて行った。このため、同行の株主宛に投機的な株式会社の設立熱に警鐘を乱打する「アリストイデス (Aristides — アテネの政治家・将軍)」と署名された小冊子が刊行されたほどであった。⁷⁷⁾ 西インド銀行は、50ラックス Lacs (500万ルピー Rupee) の資本金で、1842年7月にボンベイに設立された「非特許銀行」の株式銀行であった。同行の資本金は、額面500ルピーで1万の株券に分割された。同行の事業目的は、ボンベイ銀行が特許状で除外していた両替や合法的な銀行事業にあった。西インド銀行は、1842年10月から営業を開始したが、その後コロボ、カルカッタ、香港、シンガポールと支店を増設した。銀行の営業も、両替、貸付、⁷⁸⁾ 預金と業務を順調に拡大していった (第2図参照)。

73) National Archives, TS18/434, *Bank Charter*, vol.ii (London: George E. Eyre & William Spottiswoode, no date), p.227.

74) *Bank Charter*, vol.i, (London: George E. Eyre & William Spottiswoode, no date), p.17 (Chartered Bank of India, China & Australia Charter).

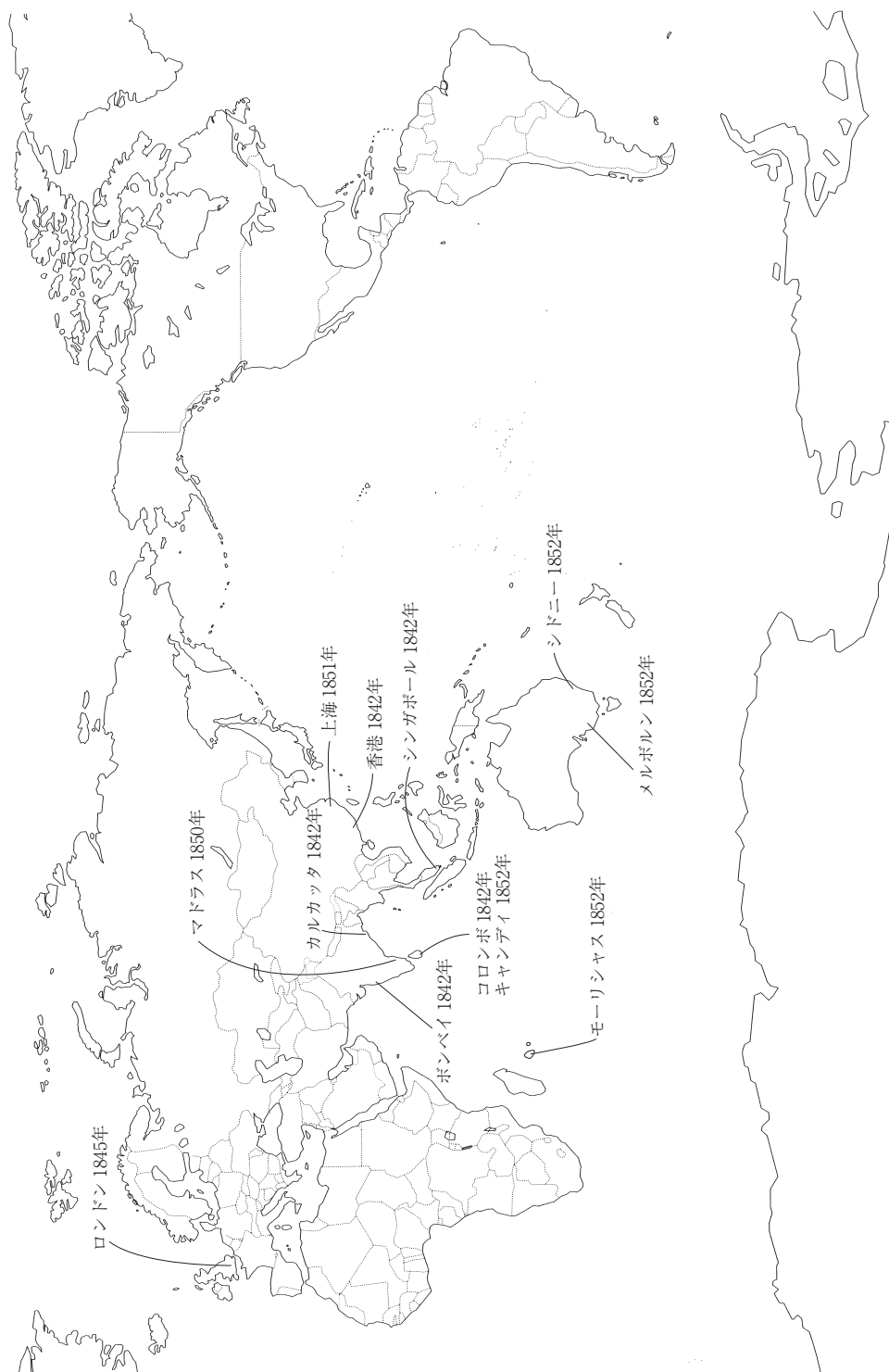
75) Frederick Boase, *Modern English Biography*, vol. iv (supplement to vol. i) (London: Frank Cass & Co., 1965, first ed. in 1908).

76) *The Times*, 24 September 1842.

77) *The Times*, 21 December 1842.

78) Cooke, *op. cit.*, p.141.

第2図 初期のオリエンタル銀行の事業展開



(2) オリエンタル銀行 Oriental Bank への行名変更

1843年の『タイムス』紙上に、オリエンタル銀行のロンドン代理店としてロンドン・ユニオン銀行 Union Bank of London が任命され、500ポンド以内の金額をボンベイにおいてルピーで支払う信用状 letters of credit on Bombay を、同行の支店において当日の為替レートにて発行する旨の広告が掲載された。⁷⁹⁾西インド銀行はインドに設立された銀行ではあったが、1845年6月16日に至ると新規の設立証書にもとづきオリエンタル銀行 Oriental Bank へと行名を変更し、ロンドンに取締役会を設置した。これにともない同行の経営と資本金がロンドン取締役会と現地（インド）取締役会とに二重化した。⁸⁰⁾オリエンタル銀行の経営を実際に担ったのは、ロンドンの総支配人 Chief Manager と支店検査役であった。⁸¹⁾この頃になると送金業務も拡大して、信用状の支払可能な金額が無制限となり、支払地もボンベイ、カルカッタ、コロンボの同行支店内へと拡大した。また、英国における信用状発行銀行もロンドン・ユニオン銀行の支店から、スコットランドではスコットランド・ナショナル銀行 National Bank of Scotland、アイルランドではアイルランド・プロヴィンシャル銀行 Provincial Bank of Ireland の各支店に及ぶようになった。⁸²⁾なお、1845年10月期の配当支払い通知書には、オリエンタル銀行の本店所在地が No. 7 Walbrook London と記されている。⁸³⁾

ところが1846年になると、ロンドンとボンベイの取締役会が対立する事態が発生した。ボンベイの株主たちが、ロンドン取締役会の経営方針に不満を抱き、ロンドン取締役会の活動を停止させるべく書簡を差し出したのであった。オリエンタル銀行の経営に際しては、英国ばかりではなくインドにおける株主総会においても合意が必要なることを確認したことをのぞけば、この動きは同行の経営組織に大きな変更をもたらすことはなかった。⁸⁴⁾このときロンドン本店で実際に経営を担当していたのは、総支配人に就任したカージルであった。⁸⁵⁾

翌1847年には、1825年以来と言われる激甚さをともなった「経済恐慌」が英国経済を襲った。⁸⁶⁾オリエンタル銀行も例外とはならず、ボンベイ、セイロン、カルカッタの破産会社の手形を大量に保有したことから570万ルピーの損害を蒙った。今後も発生が予想されるこのような緊急事態に備えて、オリエンタル銀行は準備金の増強を決定した。取締役会は、損害全額を準備金の取り崩しで処理するとともに、いかなる場合にも同行の半期の配当を6%以下に減じることなく（1847年半期の配当は8%）、毎年利益の1%の額を準備金に組み入れて損害全額の償却にあてることを決定し

79) *The Times*, 21 December 1843.

80) *The Times*, 6 August 1845.

81) Cooke, *op. cit.*, p.143.

82) *The Times*, 23 September 1845.

83) *The Times*, 11 October 1845.

84) Cooke, *op. cit.*, p.142.

85) *The Times*, 10 & 21 September 1846.

86) *The Times*, 24 May 1847.

⁸⁷⁾た。1848年には会社組織がロンドンとインドに二重化した事態に対処すべく、1ルピー当たり2シリングの比率で、同行のルピー建てインド株式をポンド建て英国株式への変更に応じることを決めた。さらにオリエンタル銀行は、カルカッタ・ユニオン銀行に授与されたものと同等の法人訴訟能力をインド政庁 Supreme Government of India に請願したが、⁸⁸⁾獲得するには至らなかった。⁸⁹⁾1850年にはボンベイのリッチモンド商会 Richmond & Co. の破綻から、オリエンタル銀行は莫大な損害を被った。同商会の経営者リッチモンド T. R. Richmond はガンジーズ商会 Ganges Co. の代理店をつとめ、オリエンタル銀行から多額の借り入れを行っていた。翌1851年にもオリエンタル銀行は、10万ルピーの被害を受けた銀行強盗や1万5,000ルピーの偽造為替手形の割引から手痛い損失を蒙った。⁹⁰⁾

(3) セイロン銀行 Bank of Ceylon の買収

1849年にオリエンタル銀行は、枢密院やインド政庁に対して銀行業の特許状を請願したが失敗に終わった。この事態を受けて同行は、既に「特許銀行」として営業していたセイロン銀行の特許状を継承して、自らの銀行営業に役立てようと考え、セイロン銀行の買収を画策した。株主の有限責任や銀行法人として訴訟能力が認められることは、銀行経営にとって大きな利点となったが、この合併はオリエンタル銀行をコロomboにおける銀行営業の面で一気に優位に立たせるものとなった。セイロン銀行との合併のため、前年90万3,182ポンドに増加していたオリエンタル銀行の資本金額がセイロン銀行の特許状の規定にあわせて、1849年に64万2,725ポンドに減資され、⁹¹⁾この減資部分はオリエンタル銀行のセイロン銀行への投資として転用され、いよいよ吸収合併の準備が始まった。⁹²⁾

セイロン銀行は、コロomboの商人トムソン William Thompson より、1840年に設立された。1840年5月22日の『タイムス』紙上に資本金25万ポンド、取締役名などを記した株主募集の目論見

87) Cooke, *op. cit.*, pp.142-3.

88) Bagchi, *op. cit.*, p.482.

89) Cooke, *op. cit.*, p.143. カルカッタ・ユニオン銀行は1829年に設立をみた株式銀行であったが、特許状を得るに至らなかった。創設以来、取締役にはカルカッタの有力商人が就任し、管区銀行であるベンガル銀行が特許状で禁止されていた隙間を埋めるような業務——商業界に対する貸付（インジゴ商社への貸付やキャッシュ・クレディットの導入）やインドとロンドン間の送金業務——を取り上げていたが、発行する銀行券がインド政庁の財務部により受け取りを拒絶されたり、流通額が6ラックに制限され、流通範囲もカルカッタ周辺に限定されていた。カルカッタ・ユニオン銀行は、1848年に貿易手形に対する信用授与の失敗から支払い停止に陥った(Cooke, *op. cit.*, pp.177-200; *Bankers' Magazine*, 1848, pp.259-60)。

90) Cooke, *op. cit.*, pp.144-5.

91) セイロン銀行の特許状を利用して授与されたオリエンタル銀行 Oriental Bank Corporation (OBC) の特許状の規定から明らかなように、準備金 Reserved Surplus Fund を別にして OBC が募集できる資本金額は60万ポンドが限度であった(National Archives, TS 18/434, Bank Charters, vol.ii, Oriental Bank Corporation: Charter of Incorporation, p.205)。

92) *The Times*, 20 December 1850; Cooke, *op. cit.*, p.144.

書が掲載されている。⁹³⁾結局、トムソンは1年余りロンドンに滞在し、セイロン島関係以外の人脈からも必要な資本金額を募集し、時の大蔵大臣トレヴェリアン Charles Trevelyan に折衝して特許状を得るのに成功したのであった。セイロン銀行は1841年に名目資本金額12万5,000ポンドで営業を開始し、⁹⁴⁾コロombo以外にもカンディに支店、インドの管区都市に代理店を設置した。1842年の同行の宣伝には、ロンドン店が 29 St. Swithin's-lane に所在し、100ポンドにつき1ポンドの手数料⁹⁵⁾(1%)で60日サイトのコロombo払いの手形を発行する旨が掲載されている。⁹⁶⁾1845年になると、セイロン銀行が発行するコロombo払いの手形のサイトが30日となり、一覽払いの信用状も取り扱うことになる。同行の経営はロンドンの取締役会が掌握しており、主要業務は為替取引や発券業務にあり、それに手形割引と預金業務が付随していた。銀行の内規により、収穫された農産物を担保とする場合以外には農場経営者への貸付を禁じたことは銀行業としては正しい選択であったが、セイロンの現地取締役会の警告にもかかわらず、「ブロック債務」として知られるリスクの大きい巨額の個人貸付をロンドンの取締役会がしばしば行ったことも事実であった。⁹⁷⁾

(4) オリエンタル銀行 Oriental Bank Corporation の設立

1851年6月26日に開催されたオリエンタル銀行の臨時株主総会において同行の解散が正式に決定され、⁹⁸⁾セイロン銀行の特許状を引き継ぐ新銀行の設立準備が進められた。9月3日付の『タイムス』紙上に、オリエンタル銀行に対してセイロン銀行の特許状が授与された旨の報道があった。同紙は、「東洋と英国間の取引の増大を考えれば、この特許状の授与は重要な事態をもたらすことになろう」と論評した。⁹⁹⁾セイロン銀行の側も、11月7日に臨時株主総会で同行の解散を決定した。¹⁰⁰⁾この結果セイロン銀行の特許状はオリエンタル銀行へと継承され、両行は新企業体として再組織され、新銀行名が Oriental Bank から Oriental Bank Corporation (OBC と略記) に変更された。OBC に対する社会の信頼が増し株価が騰貴し、王室特許状が同行にもたらした利点は計り知れないものがある、と頭取のゴードン H. G. Gordon は株主総会で誇らしげに語ったのである。¹⁰¹⁾『セイロンにおける銀行業の発展』の著者アーンドレイ H. D. Andree は、OBC が破綻する以前の時期〔1864年頃〕においてではあるが、同行の成功の一つの理由が、「東洋において〔王室の特許状により設立

93) *The Times*, 22 May 1840.

94) H. D. Andree, "The Progress of Banking in Ceylon" in A. M. Ferguson's *Ceylon Directory, 1864-1865* (Colombo: A. M. & J. Ferguson, 1864), pp.81-2; *The Times*, 8 October 1840.

95) *The Times*, 30 December 1842.

96) *The Times*, 29 October 1845.

97) Andree, *op. cit.*, p.82.

98) *The Times*, 27 June 1851.

99) *The Times*, 3 September 1851.

100) *The Times*, 7 November 1851.

101) *The Times*, 19 December 1851.

された〕最初の銀行法人〔Banking Corporation〕という一頭抜きん出た位置にあった」ことによると記すのである。¹⁰²⁾

(5) OBC の特許状の分析

1851年に OBC に授与された特許状の内容を詳細に検討すると、次のような同行の銀行営業内容の一端が明らかになる。OBC の事業目的は、「セイロン島と香港島に発券と預金の業務を行う銀行を設立する。さらに、担保にもとづき貨幣を貸し出したり、キャッシュ・クレジットを授与したり、預金を受け入れたり、銀行券を発行したり、その他にも貨幣取引に係る銀行業、為替、預金、送金に関する事業および上記の地域において銀行が通常営業するその他の事業を取り上げるために OBC は支店と代理店を設置することができる」とされている。¹⁰³⁾ OBC が従事できる貸付や取引については制約があった。家屋、土地、不動産、船舶を担保とする貸付業務や財貨・商品の取引業務が禁止された。ただし賠償の受取や債務の返済においては、先の家屋、土地、不動産、船舶を担保とすることは禁止対象からは除外された。¹⁰⁴⁾ さらに発券業務に関しては、OBC は発行し流通している自己の銀行券額の最低で 1 / 3 の金額を正貨で保有する義務があった。また銀行券の発行額は、OBC の資本金額を越えることができなかった。¹⁰⁵⁾

英系国際銀行で常に問題となるのは、経営の拠点となる現地とロンドン（本）店の業務内容である。この点を OBC 特許状は、OBC の一般的な経営がロンドンの取締役会の手によだねられるが、「ロンドンにおいては為替、預金、送金に関する業務のみが取り上げられ、銀行業〔全般〕(business of banking) の営業が認められるわけではない」と明記している。¹⁰⁶⁾ これは OBC ロンドン本店が店頭でお金を受け取れても、支払えないことを意味した。したがって、OBC はロンドンでは支払いをとまなう決済業務が直接にできなかったのである。すなわち、OBC 本店宛に振り出された為替手形や小切手等の支払いに際しては、ロンドン手形交換所加盟銀行 (London Clearing Banks) で OBC のコレスポンデントとなっているロンドン・ユニオン銀行に受け取った有価証券を一旦持ち込んで、ロンドン・ユニオン銀行の OBC ロンドン本店の勘定の借方残高 debit balance に記帳し、支払わねばならなかった。逆に OBC ロンドン本店の受取となる為替手形や小切手も、ロンドン・ユニオン銀行に開設されている OBC ロンドン店の勘定の貸方残高 credit balance に記帳することになった。要するに、OBC ロンドン本店はロンドンで決済業務をなす際には、ロンドン手形交換所加盟銀行をコレスポンデントすることが不可欠であった。

102) Andree, *op. cit.*, p.83.

103) National Archives, TS 18/434, Bank Charters, vol.ii, Oriental Bank Corporation: Charter of Incorporation, p.199.

104) Ibid., p.200.

105) Ibid., pp.203-4.

106) Ibid., p.200.

OBC に認められた営業内容と地域は、次のようなものであった。「OBC の取締役会は、適切と考えられるセイロン島の都市や地区、中国において領事館が設置されていたり将来設置される、あるいは香港島において通商主席監督官の管理下にある、港湾、都市、地区に同行の一般的な銀行業を営業するための支店を設置する権限を保持している。これに加えて、OBC 取締役会が適切と考える、支店の存在しない喜望峰以東の地域において為替、預金、送金のための代理店を設置する権限を有している」のであった。また、大蔵大臣の書面による認可を得て、OBC の保持する発券の権限にもとづいて、現地の法律や条例の規定にしたがって、英領植民地や自治領あるいは喜望峰以東の地域において銀行や支店を設立して銀行業を営む権限を OBC 取締役会は保持したのであった。¹⁰⁷⁾ただし後述するように、「喜望峰以東の地域」の範囲の解釈については、東インド会社と OBC の間で論議がみられた。

上述した銀行業を営むために、30万ポンド（額面25ポンド株券1万2,000株）に達する OBC の資本金が既に払い込まれており、さらに今後3カ年以内に額面25ポンド株券1万2,000株、すなわち30万ポンドが新たに払い込まれ、合計で60万ポンドの資本金となる手筈であった。これに11万2,000ポンドの準備金¹⁰⁸⁾が加わった。準備金については、損失を控除した後の当期利益の1/4以内の金額を組み入れねばならなかった。¹⁰⁹⁾OBC は、銀行法人による訴訟と被訴訟能力をもち、同行の解散時には株主は出資額の2倍までの有限責任を負わねばならなかった。¹¹⁰⁾この株主有限責任制の獲得は、資本募集の面で極めて大きな意義があった。事実、チャータード銀行は1857年に開催された株主総会において、インドを拠点とする英系の東洋為替銀行のうちで有限責任の特権をもつ銀行が同行と OBC のみであると、自己の地位を誇示したのであった。¹¹¹⁾

1851年の OBC 設立時のロンドンとボンベイの取締役会構成員を示せば、以下の通りである。¹¹³⁾

ロンドン取締役会

頭取：H. G. Gordon

副頭取：R. H. Kennedy

取締役：Adam Duff, H. A. Harrison, William Erskine, James Marshall

107) Ibid., pp.216-7.

108) Ibid., p.199; *The Times*, 31 May 1852.

109) National Archives, TS 18/434, Bank Charters, vol.ii, Oriental Bank Corporation: Charter of Incorporation, p.214.

110) Ibid., p.201.

111) Ibid., p.227.

112) *Bankers' Magazine*, 1857, p.254.

113) National Archives, TS 18/434, Bank Charters, vol.ii, Oriental Bank Corporation: Charter of Incorporation, p.200; *Banking Almanac*, 1851, p.160.

ボンベイ取締役会

頭取：William Simon

副頭取：Henry Young

取締役：James Boyd, Archibald Spens, Juggonath Sunkersett, Superintending Surgeon

経営執行取締役：W. W. Cargill

また支店網の展開については、第2図に示した。

(6) OBCの特許状をめぐる反対論

アジア銀行やOBCが特許状の申請を行った1850年代初頭に、インドと英国間の外国為替、送金、商品を担保とする前払い（荷為替）業務に従事していたのは、銀行家ではなく商人であった。この分野に特許状による特権を有する「特許銀行」が参入することに、既存の権益団体である東インド会社やインドや中国貿易商人から成る業界団体が強く反対した。¹¹⁴⁾ OBCの特許状授与後の1853年に、アジア銀行とインド・オーストラリア・中国銀行 Bank of India, Australia & China（後のチャータード銀行）が同様の特許状の請願を行った際に示された対応から、この一端が明らかになる。東インド会社理事会は、インドにおいて、これ以上の銀行業の便益を授与することが不必要であると考え、インドと英国間の為替取引を管区銀行が禁止されているかぎり、為替取引に従事する銀行に特許状を授与することに反対した。さらに、商業上の合法的な活動である「担保（前払い）制度（the system of hypothecation）」が、新たに参入する為替銀行の投機的な活動に妨げられることを危惧した。¹¹⁵⁾ また、リヴァプール・東インド・中国協会 Liverpool East India & China Association は、商務省に対して次のような申し立てを行った。この種の銀行の営業が、「外国為替の取引や資金および地金を発送することに関係する商人の合法的な事業に抵触することになる」と述べて、認められる業務内容を「銀行家の事業、むしろ連合王国内の特許銀行の業務と一般的に理解されるもの」¹¹⁶⁾ に制限されるべきであると主張した。

OBCと東インド会社の間には、一層直接的な対立関係も生じた。東インド会社は、同社の管轄地内におけるOBCの営業権に疑義を投げかけ、OBCの特許状の規定が東インド会社管轄地内において為替、預金、送金業務を営業するいかなる支店（agencies）の設置を認めるものでもなく、いわんやインドと英国間の為替業務の独占をOBCに認めるものではないと述べた。¹¹⁷⁾ OBC総支配

114) *Report of the Committee of the Liverpool East India & China Association*, 1853, p.8 (quoted from Sheila Marriner, *Rathbones of Liverpool 1845-73* [Liverpool: Liverpool University Press, 1961], pp.201-2).

115) National Archives, T1/5796A, J. C. Melville to C. L. C. Bruce, 11 November 1852.

116) National Archives, T1/5821A, East India & China Association (Liverpool) to E. Cardwell, 26 September 1853.

117) *Ibid.*, East India House to C. L. C. Bruce, 9 December 1852.

人カーギルの問い合わせに応じて、東インド会社は OBC が支店を設置できる喜望峰以東の地域とは、英国の直轄植民地に限られると回答した。¹¹⁸⁾これに対してインド監督庁は、前者の問題に関しては、OBC が東インド会社の管轄地内に一般銀行業とは区別される為替、預金、送金の業務を営む支店を設立することが認められるという大蔵省の見解を支持した。また後者の問題については、為替業務を営業する支店の独占を OBC に認めるわけではなく、「同様の利益が他の特許により設立された同種の施設にも認められるのが適切であろう」と判断した。¹¹⁹⁾OBC も為替業務への参入を目的として、競争相手となるアジア銀行やインド・オーストラリア・中国銀行が特許状を申請したことに対して、OBC の 2 カ年間の経験により、上記 2 行の企画が「中国、セイロン、モーリシャスの植民地における事業取引の限度に関する誤った評価」にもとづくものであり、新銀行の発起人たちに「損害と失望を与え、最終的には当該地域の商業界に多大の困惑をもたらす」と牽制の姿勢を示したのであった。¹²⁰⁾

〔未完〕

〔東北大学大学院経済学研究科教授〕

118) National Archives, T1/5796A, J. C. Melville to W. W. Cargill, October 1852 (no date).

119) National Archives, T1/5821A, Indian Board to G. A. Hamilton, 18 December 1852; Indian Board to Treasury, 14 July 1853.

120) Ibid., Oriental Bank to Treasury, 4 July 1853.

